

紀南環境広域施設組合規則第1号

紀南環境広域施設組合契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年5月31日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合契約規則の一部を改正する規則

紀南環境広域施設組合契約規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

3 一般競争入札に参加できる者は、和歌山県又は組合を構成する市町のいずれかにおいて作成されている入札参加資格者登録名簿等に登載されている者とする。

第14条第5項中「予定価格に10分の7から10分の9までの割合を乗じて得た額の範囲内において」を「管理者が別に定める算定方法により」に改める。

第14条第6項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が別に定める契約においては、当該入札の執行前にその予定価格を公表することができる。

第20条中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改める。

第21条第1項中「資格者名簿に登載した」を「第5条第3項の入札参加資格者登録名簿等に登載された」に改める。

第22条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。